

資料 2

150MHz 帯アナログ簡易無線局用周波数における デジタル方式との周波数共用に関する調査検討会設置要綱

1 名 称

この調査検討会は、「150MHz 帯アナログ簡易無線局用周波数におけるデジタル方式との周波数共用に関する調査検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

2 目 的

本調査検討会は、150MHz 帯デジタル簡易無線用に割当ててあるための新たな周波数帯の確保は困難な状況にあることから、現行のアナログ簡易無線用の周波数帯（154.44MHz～154.62MHz）の中でデジタル簡易無線用の周波数を割当てて方法について調査検討し、周波数の割当案及び共用条件等を提言することにより周波数の有効利用に資することを目的とする。

3 調査検討事項

現行のアナログ簡易無線用の周波数帯（154.44MHz～154.62MHz）の中でデジタル用の周波数を割当てて方法を検討するため、通信試験のモデル構築を図り、次の事項について調査検討を行う。

- (1) 試験計画の策定及び検討課題の整理
- (2) 試験モデルの構築及び試験方法の策定
- (3) 電波暗室等における通信試験の実施
- (4) 屋外フィールドにおける通信試験の実施
- (5) 通信試験等の結果のとりまとめと評価
- (6) 150MHz 帯デジタル簡易無線に関する需要見込と予想される利用形態
- (7) 周波数の効率的な割当て方策と条件の検討
- (8) 上記試験等に使用する実験試験局の免許手続

4 構 成 員

別紙のとおり、北陸総合通信局長の委嘱を受けた者により構成する。

5 運 営

- (1) 検討会には、座長及び副座長を置く。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は、構成員の中から副座長を指名する。
- (4) 検討会は、座長が招集し主宰する。
- (5) 副座長は座長を補佐し、座長不在の時は、座長に代わって検討会を招集し、主宰する。
- (6) 検討会は、検討を促進するため、必要に応じて作業部会を設置することができる。

- (7) 検討会は、検討の効率化を図るため、電子メールによる審議を行うことができる。
- (8) 座長は、上記の他、本会の運営に必要な事項を定める。

6 報 告

座長は、検討会が終了したときは、その結果を平成23年3月31日までに北陸総合通信局長に報告する。

7 開催期間

平成22年5月から前項の報告をするまでの期間とする。

8 事務局

検討会の事務局は次のとおりとする。

- ・ 金沢市広坂2-2-60 広坂合同庁舎内
北陸総合通信局 無線通信部企画調整課
- ・ 外部請負者